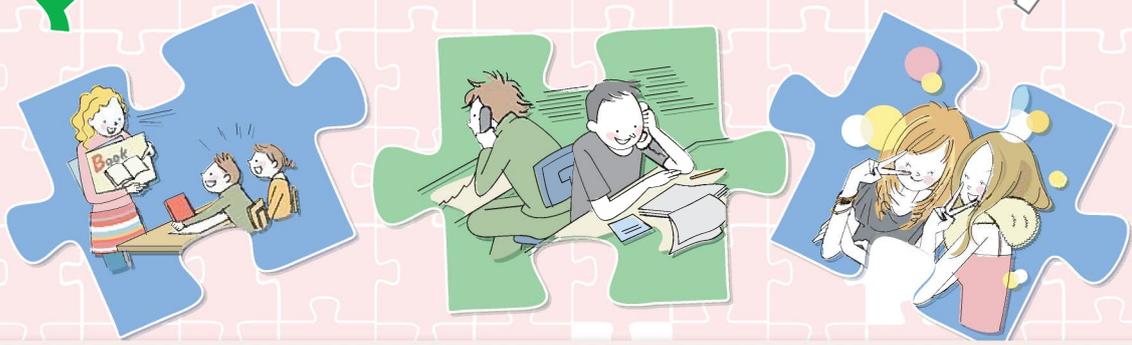


芦屋市子ども・若者計画



計画の趣旨

平成 22 年 4 月に、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

芦屋市においては、平成 25 年 3 月に、総合計画の子育てに関する部門別計画となる「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」に子ども・若者育成支援編を追加策定しました。同行動計画が平成 26 年度をもって計画期間が終了するにあたり、これまで取り組んできた同行動計画の子ども・若者に関する事項を整理・見直しを行い、平成 27 年度を始期として「芦屋市子ども・若者計画」を改めて策定するものです。

計画の位置づけと性格

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とします。

計画の対象

特に思春期（12 歳以上）から、青年期・ポスト青年期（30 歳代）までの子ども・若者に照準を当てます。（本計画での「ポスト青年期」は、30 歳から 40 歳未満の者。）

基本理念

本市では、子ども・若者が遊び等を通じた豊かな社会的経験を重ねるために既存の公共施設の有効利用を含む環境整備や、子ども・若者、親、そして地域住民への情報発信を行い、不登校やひきこもりの状態にある子ども・若者が、人とのつながりの中で、自分らしさを取り戻し、社会の中で自分の居場所を見つけ、自立に向かって動き出せるように支援を行います。

人とつながり、自分らしさを見つけて、 自立にむかう

子ども・若者の育ちを支援し、
親としての学びを支え、
子どもや若者に寛容なまちづくりを
実現する



具体的施策

重点目標1

豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを 支援する

子ども・若者が成長するための基盤となる基本的な生活習慣や、基礎的な体力・学力及び社会の変化の中で健全に成長する力を身に付け、「豊かな人間力」を育み、創造性とエネルギーを地域社会で生かすことができるように支援します。

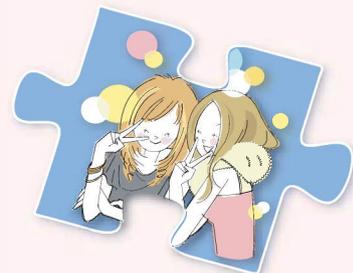
施策の 方向性

(1) 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成

- ①生活習慣形成のための家庭教育支援
- ②「共生」の心を育む教育
- ③考える力や創造性を伸ばす教育
- ④食を通じた健康な身体の育成
- ⑤情報モラル教育等の推進

(2) 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供

- ①個性豊かで幅広い「芦屋文化」とのふれあい
- ②スポーツ活動の推進と遊び場の環境の改善



重点目標2

困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

ひきこもり、いじめ、不登校、非行、暴力行為等の課題に対応する多様な機関の連携による総合的相談・支援体制を整備するとともに、豊かな資質と可能性を秘めた子ども・若者の社会的・経済的自立を支援する環境を整えます。

施策の方向性

(1) 困難を有する子ども・若者の包括的な支援

- ①若者の就労支援の強化
- ②継続的な支援体制の強化

(2) 子ども・若者にとって個別的な課題への支援

- ①いじめ防止の推進
- ②ひきこもり及び不登校へのケアと支援
- ③障がいのある子ども・若者への特別支援
- ④経済的課題への支援
- ⑤外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援



重点目標3

子ども・若者を社会全体で支えるため、寛容なまちづくりを実現する

子ども・若者の成長と自立を支援するという自覚と責任を持って行動するよう、大人自身の意識改革を進めるとともに、急激に進展する情報化社会への対応や、子ども・若者の福祉を害する犯罪被害等の防止対策を進め、民間事業者を含む社会全体で、子ども・若者が心豊かに成長できる環境と寛容なコミュニティづくりに取り組みます。

施策の方向性

(1) 社会参加と居場所の充実

- ①社会参加の機会の拡大
- ②気軽に集える居場所づくり

(2) 学校園・家庭・地域の連携による子ども・若者の育成の支援

- ①有害環境対策
- ②街頭巡視活動の充実による非行の早期発見・防止
- ③地域で支える仕組みづくりの充実
- ④親として、地域の大人としての学びの場の提供



推進体制について

本計画は、教育、福祉、保健、医療、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、行政では、「芦屋市子ども・若者計画庁内推進本部」による関係部局間の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みの充実を図ります。

計画の進行管理

計画の適切な進行管理を行うために、重点事業について「芦屋市青少年問題協議会」を中心に、その成果の評価・検証を行い、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととします。なお、目標達成の平成31年度に向けて「実施」「充実」「継続」の指標を設定して評価・検証を行います。

相談窓口

若者相談センター 「アサガオ」

- **事業内容**
社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり等の困難を有する若者の自立及び社会参加を支援するための若者相談窓口を実施します。
- **相談対象者**
原則市内在住のおおむね義務教育終了後から 30 歳代までの若者及びその家族。
- **電話相談**
月曜日、水曜日、土曜日の 10 時から正午及び 13 時から 16 時。
また、国民の祝日に関する法律に規定する休日と 12 月 29 日から 1 月 3 日までは相談業務は実施しません。専門のスタッフがご相談をお受けします！プライバシーは守ります！

0797-22-5115

● その他の子ども・若者に関する相談窓口

名称・内容	問い合わせ先等	電話番号	電話相談日時
福祉の総合相談	福祉センター総合相談窓口	31-0681	月～金曜日（祝・休日除く） 9：00～17：30
家庭児童相談	家庭児童相談室 相談直通ダイヤル（はぐくみ）	31-0643 38-8993	月～金曜日（祝・休日除く） 9：00～17：30
	子育てテレフォンハッピートーク	0798-45-5535	上記以外の日時
子育て相談	子育てセンター	31-8006	月～土曜日（祝日除く）
	子育てホットライン	31-0611	9：00～17：30
子どもの日常生活の中で気になること、不安なこと、心配なこと等についての相談	カウンセリングセンター （打出教育文化センター内）	23-5998	月・水・金曜日（祝日除く） 10：00～16：00
障がい等により特別な支援が必要な子どもへの対応等についての相談	特別支援教育センター 学校教育課	31-0654 38-2087	月～金曜日（祝・休日除く） 9：00～17：00
不登校に関する教育相談	適応教室 （打出教育文化センター内）	23-8567	月～金曜日（祝・休日除く） 10：00～17：00
教育相談	打出教育文化センター	38-7130	月～金曜日（祝・休日除く） 9：00～17：00
教育 110 番	学校教育課内	22-0110	月～金曜日（祝・休日除く） 9：00～17：30
いじめ、不登校、進路・学習、友人、異性問題等に関する相談	青少年愛護センター	31-8229	月～金曜日（祝・休日除く） 9：00～17：30

芦屋市子ども・若者計画 概要版

平成 27 年 3 月 発行：芦屋市・芦屋市教育委員会
住所：〒659-0072 兵庫県芦屋市川西町 15 番 3 号
TEL：0797-22-0358 FAX：0797-22-1633
編集：教育委員会社会教育部青少年育成課
ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/index.html>